

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十九年十二月一日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
社会福祉法 人檀原市手 をつなぐ育 成会	檀原市小房町一 番一号	なら子ども 発達支援セ ンターふあ くすと	檀原市小房町 一三番四号	保育所等訪 問支援	平成二十 九年十一 月一日
一般社団法 人ライフエ ビデンス	奈良市芝辻町四 丁目八番地六	キッズステ ーションア ウル	奈良市大宮町 二丁目三番七 号 東急ドエ ル奈良パーク ブレジャー〇号 棟一〇六号室	児童発達支 援	平成二十 九年十一 月一日
特定非営利 活動法人あ い・キッズ	檀原市土橋町四 六二番三	あい・キッ ズ	檀原市葛本町 七一三番地二 三	放課後等デ イサービス	平成二十 九年十一 月一日